**阿賀北認知症地域連携パス“脳の健康ファイル”運用マニュアル**

**かかりつけ医用**

　　　　　　2012年3月27日

阿賀北認知症地域連携研究会

1. 脳の健康ファイルで医療と介護を受ける対象者
2. 認知症疾患を罹患している方
3. 脳の健康ファイルでの運用を理解され，希望される方
4. ファイル管理が確実にできる方(家族などが確実にかかわれる方)
5. 以上のすべての項目を満たし，本人および家族などの同意が得られた方
6. 認知症診療医療連携の流れ
   1. かかりつけ医から認知症専門医療機関への紹介は，診療情報提供書(初回・再来)　　様式3の記載から始まる
      1. 様式3の“初回”を丸で囲む
      2. 患者居住地近隣の認知症専門医療機関に紹介
      3. 認知症専門医療機関を紹介する際に説明すること
         1. あなたの脳の健康管理の流れで認知症地域連携の流れについて説明する
         2. どの認知症専門医療機関でも同じように専門的な診療が受けられることを説明する
         3. 認知症の診断がなされた場合でも基本的にはかかりつけ医が診療する
      4. 認知症専門医療機関(紹介先)の予約を取る
      5. かかりつけ医自らが診断・治療を行う場合は様式3を割愛し様式4の記載から開始し，第Ⅰ項を満たす場合，脳の健康ファイルを渡す．
7. かかりつけ医の診療において画像検査が必要な場合
8. 病診連携を通じて，認知症画像検査専門機関(新潟県立新発田病院放射線科，水原郷病院画放射線科の近い施設)に検査予約を取る．
9. 自院の書式で診療情報提供書を記載し，別紙参照として，阿賀北認知症地域連携画像検査依頼書の必要項目を選択し添付する)
10. 画像検査の報告書のコピーを脳の健康ファイルにファイルする
11. 自院の診療情報提供書は脳の健康ファイルに添付する必要はない
    * 1. 患者がかかりつけ医を経ないで認知症専門医療機関を直接受診し，認知症の診断を受けた場合，認知症専門医療機関から様式4による診療情報提供書と脳の健康ファイルを持参して受診することもあるので，その場合は通常の流れと同様に対応していただきたい
    1. 2回目以降かかりつけ医から，認知症専門病院医療機関を紹介する場合(パスの主体は脳の健康ファイル)
       1. 認知症専門医療機関からの指示であらかじめ予定された受診の際，あるいは病状の変化による受診の際，いずれの場合も様式3の“再来”に丸を付け，必要項目を記載する．
       2. かかりつけ医自らがfollowしている場合で，2回目以降の画像検査が必要な場合は，初回と同様の手順で依頼し，報告書を得る．なお，検査報告書は同様にコピーを脳の健康ファイルにファイルするが，様式5のチェックボックスにチェックし，施行した日付を記載する．
       3. 認知症の行動・心理症状があり介護度の高い患者が他疾患で入院加療が必要な場合の対応
          1. 新潟県立新発田病院地域連携センターを通し，新潟県立新発田病院当該科へ通常のルートで紹介する
          2. 紹介された新潟県立新発田病院当該科から同院精神科へ併診依頼する
       4. 認知症症状の変化により緊急対応(治療を要する)が必要なとき
          1. 平日午前8時30分から午後5時(その後の対応もあるので可能な限り午後4時までにお願いします)までは，黒川病院認知症疾患医療センター医療相談室へ情報を伝え，指示を受ける
          2. 上記以外の曜日および時間は精神科救急の病院に連絡する
12. かかりつけ医と介護側との情報の受け渡し(パスの主体は脳の健康ファイル)
    * 1. 連絡票(様式7)に連絡事項を要点のみ簡潔に記載(様式7はさまざまな機関からの新しい情報が入る可能性があるため，常にチェックするようにする)
      2. 介護者の評価表(様式6)から病状変化を見極め (家族あるいは介護保険事業所等により3～6か月ごとあるいは病状の変化出現時に記載される)，治療法の変更あるいは認知症専門医療機関へのコンサルトの参考にする
13. 医療機関における脳の健康ファイル使用法
    * 1. 基本的には認知症専門医療機関で診断がなされた際に脳の健康ファイルをわたす
      2. 認知症専門医療機関を経ずにかかりつけ医で診断がなされた際にも脳の健康ファイルを渡すことは可能
      3. 脳の健康ファイルを必要とし，本人あるいは家族がその趣旨を理解し，十分ファイル管理ができることを確認の上でわたす
      4. 医療機関は“あなたの脳の健康管理の流れ”で脳の健康ファイルの流れを説明する
      5. 脳の健康ファイルの持ち主の医療や介護に関与する者は名刺あるいは氏名，職種，住所，連絡先，メールアドレス等を名刺サイズの用紙に記入し，名刺入れに入れる
      6. 認知症専門医療機関で診断された場合は，ファイルされた病状説明用紙のように病状については説明がなされている
      7. 診療情報提供書（初回・再来）様式3は，基本的には認知症専門医療機関で初めて脳の健康ファイルが渡されたときにファイルされている

※ 2回目以降の診療情報提供は様式3の“再来”を丸で囲み必要事項を記載し，ファイルする

* + 1. 診療情報提供書（報告用）様式4は，認知症専門医療機関にてファイルされている

※かかりつけ医自ら診断し，治療する場合は様式3を割愛し様式4より始まる．その際様式4をファイルする

* + 1. 認知症専門医療機関の2回目以降の受診では，診察内容，検査所見，治療法の提案，follow先・次回受診日時，その他気付いた点は様式5に記入されている．認知症専門医療機関が画像検査専門機関に画像検査を依頼した場合は，施行した日付とその有無が様式5のチェックボックスにチェックされ，画像検査報告書のコピーがファイルされている
    2. 家族あるいは介護保険事業所等で，3～6か月ごとに認知機能評価スケール（Mスケール）及び日常生活動作評価スケール（Aスケール）の近い状態を選び，項目ごとの評価点を介護者の評価表様式6に記入し，Mスケール及びAスケールごとに合計点を集計し記入することになっている．認知症の行動・心理症状があれば様式6の該当する症状をチェックされ，その他の事項は様式6の備考欄に記入される．様式6の変化から，治療方針の変更あるいは認知症専門医療機関へのコンサルトの参考とする
    3. 各機関への連絡事項は様式7に記載し，連絡を受けた側はそれに対する返事を報告内容の欄に記載する（記入例参照）
    4. ファイルに綴じられない用紙等はクリアファイルに入れる
    5. 脳の健康ファイルは個人情報がきわめて多いため，紛失には十分気を付け，持ち歩く際は付属の袋に入れて介護者が持つよう指導する．
    6. 様式3，4，5，7あるいは脳の健康ファイルが必要な場合は，部数を新発田北蒲原医師会へ請求する
    7. 様式3，4，5，7は医師会ホームページよりダウンロードすることもできる（ダウンロードする場合，様式3，4に関しては情報提供先用及び脳の健康ファイル添付用のコピーを取る）
    8. 脳の健康ファイル表紙の右肩の番号は今回作成されたファイルの通し番号となっています．患者に初めてファイルを手渡した医療機関は，ファイルの通し番号，患者氏名，生年月日，自院のID番号などファイル番号と患者属性が一致できるよう，台帳などに残しておいてください．脳の健康ファイルより得られたデータの分析が，認知症に関する医療や介護の発展に寄与する可能性があります．

連絡先

黒川病院　医療相談室

〒959－2805　胎内市下館字大開1522　　☎0254－47－2640

新潟県立新発田病院　地域連携センター

〒957－8588　新発田市本町1-2-8　　　　☎0254－22－3121